

議案第 4 0 号

専決処分の承認を求めることについて

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和７年３月３１日

和光市長 柴崎 光子

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

和光市長 柴崎 光子

和光市条例第 1 6 号

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例

和光市都市計画税条例（昭和 4 1 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 3（略） （法附則第 1 5 条第 3 6 項の条例で定める割合） 4 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合） 5 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 1 項の条例で定める割合） 6 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 7 ～ 1 8（略） 1 9 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 2 0（略）	附 則 1 ～ 3（略） （法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合） 4 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合） 5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合） 6 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 7 ～ 1 8（略） 1 9 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 2 0（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和光市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。